令和８年第１０回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年１０月９日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第１０回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１８名】

１番　井上ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦（欠席）	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１１名】

２０番　唐川　富雄	２１番　髙良　　悟	２２番　日野　孝紀（欠席）
２３番　田邊由紀嗣（欠席）	２４番　井上美津子（欠席）	２５番　大内田豊年
２６番　安陪　廣重	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松（欠席）
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明
３２番　岩下　　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二（欠席）
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２８番・３２番・３６番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　３号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　４号　　農地転用計画変更申請について
・議案第　５号　　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第　６号　　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第　７号　　農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員　　事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃

事務吏員　　佐　藤　祐　也
事務吏員　　岩　切　範　宏
農業振興課事務吏員　　熊　谷　　潤
農業振興課事務吏員　　家　守　有里彩
農業振興課事務吏員　　久保山　　翼
（　　開会　　１４時００分　　）

７．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第１０回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１７名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１１名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に３番星野委員、４番信國委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明
１ページから３ページまで１０件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から１０番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手の上、議席番号と名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
４ページをお開きください。
次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（佐藤）議案書朗読により説明。

議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

議　長　　農業振興課。

農業振興課　　（家守）利用権設定申出件数が２４件、設定面積６５，８５４．００㎡、設定筆数４７筆となっています。次のページをご覧ください。設定期間別の明細表となっています。最も多いのが１０年で、次に５年となっています。以上で説明を終わります。

議　長　　農業振興課の説明は終わりました。
本件について、意見や質問はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
６ページをお開きください。
次に、議案第２号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号１番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）議案朗読により説明。審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号１番について、担当地区委員の１７番畑委員、２２番日野委員を指名いたします。

次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号２番について、担当地区委員の３番星野委員、３２番岩下委員を指名いたします。次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号３番について、担当地区委員の１４番山内委員、３０番小林委員を指名いたします。７ページをお開きください。次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号４番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員を指名いたします。次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号５番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号５番について、担当地区委員の４番信國委員、２１番髙良委員を指名いたします。次に、審議番号６番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号６番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号６番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員を指名いたします。

審議番号１番から６番を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番から６番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、議案第２号は可決されました。
８ページをお開きください。
次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（佐藤）議案朗読をもって説明。
議　長　事務局の説明は終わりました。次に、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。
４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は贈与です。現在の農地は、譲渡人の義理の弟が耕作してあり、その隣の農地を譲受人は相続が終わっていない祖母名義の土地を管理してあります。現在耕作してある譲渡人の義理の弟は高齢のため、隣地の譲受人に相談したところ今回の契約に至ったものです。譲受人は相続手続きが未完了であることから、書類上、耕作を証明するものがないため新規就農となっています。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）ありません。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。現在農地は、譲受人が耕作しており、譲渡人は遠方のため管理ができず、譲受人に相談し売買に至ったものです。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）ありません。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。

４番　（信國委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。譲受人は、規模縮小したいため、譲受人に相談したものです。譲受人は家のそばでもあるため、了承したものです。譲受人は新規就農です。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

３５番　（平井委員）ありません。

議　長　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。

次に審議番号４番について担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。

９番挙手

議　長　９番空閑委員。

９番　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は新規就農ということで先日面談を行いました。譲受人は高齢であるが大丈夫かと心配しましたが、面談に同席していた息子さんが遠方ではあるが将来耕作していくということでした。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。

審議番号４番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。

次に、審議番号５番については、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代ます。

副会長　議長を交代しました。

次に審議番号５番について担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

１９番挙手

副会長　１９番樋口委員。

１９番　（樋口委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小で、特に問題はありません。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　担当委員の説明は終わりました。

審議番号５番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

副会長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。

ここで議長を樋口会長と交代します。

議　長　議長を交代しました。

次に審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。

１５番挙手

議　長　　１５番田中委員。
１５番　　（田中委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この土地は、以前から譲受人が柿を作っており、いよいよ売ろうということになり売買に至りました。譲受人も高齢ではあるのですが大丈夫だと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
　　２５番挙手
議　長　　２５番大内田委員。
２５番　　（大内田委員）現地も確認しましたが適正に管理されてあり大丈夫だと思います。
議　長　　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
　　１０ページをお開きください。
　　次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。
　　２番挙手
議　長　　２番師岡委員。
　２番　　（師岡委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は規模拡大です。これは譲受人が持っているハウスの横になります。譲渡人は農業ができなくなったということで、譲受人に依頼されたものです。問題はないと思われます。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３８番　　（矢野委員）ありません。
議　長　　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
　　次に審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１番井上委員。
　　１番挙手
議　長　　１番井上委員。
　２番　　（井上委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は規模縮小、譲受人は新規就農です。譲受人は、譲渡人の叔父にあたります。自宅が畑の隣にあるため、譲り受けて家庭菜園を行うそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３１番　　（鬼塚委員）ありません。
議　長　　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時３５分まで休憩します。

１４時２４分休憩
１４時５６分再開

議　長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１１ページをお開きください。
次に議案第４号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。続いて審議番号１番について説明。
変更前、変更後の申請人、申請土地の状況、転用目的は議案書記載のとおりです。変更理由は、申請当初に予定していた蓄電池機器が生産終了となり、機器仕様が変更になったためです。参考事項に記載の変更は、蓄電池システムが３８基から２０基に変更、パワーコンディショナーが３８台から１６台に変更され、配置等も変更されたことによるものです。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
１２ページをお開きください。
次に議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

議　長　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。
鳥巣委員が欠席ですので、２６番安陪委員。
２６番挙手

議　長　２６番安陪委員。

２６番　（安陪委員）審議番号１番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、実際、ここで野菜を作っていたが獣害によることと高齢にもなってきて、クヌギを植林して山林転用を行うものです。農地法の運用は、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手

議　長　１０番森高委員。

１０番　（森高委員）審議番号２番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、貸露天駐車場。ご存じのとおり完全に整

備が終わっていましたので始末書添付となっています。申請者は高齢であるため、土地家屋調査士が説明に来られました。その方に、またこのようなことをされたら元に戻してくださいと言います。承認はできませんと言っています。申請者や施工業者にも伝えておいてくださいと言っています。私としてはどうしようもない所がきれいになっていますので申し分ないと思います。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

３６番　　（石井委員）ありません。

議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。

次に議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明。

議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。６番大坪委員。

６番挙手

議　長　　６番大坪委員。

６番　　（大坪委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借です。転用の目的及び転用の理由は、倉庫ですが既に建っているので始末書が添付されています。近所の方に聞くとずっと以前から倉庫は建っていたそうです。建築工事業を営んでいるが、資材を格納する倉庫が必要であるため整備するものです。参考事項として、準工業地域。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

ここは雨水はどうなっていますか。

６番　　（大坪委員）隣に側溝があります。

議　長　　トイレはないのですか。

６番　　（大坪委員）トイレはありません。

議　長　　審議番号１番について、ほかに質問や意見はありませんか。

議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。６番大坪委員。

６番挙手

議　長　　６番大坪委員。

６番　　（大坪委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的及び転用の理由は、露天駐車場及び露天資材置場です。事業の拡大により、駐車場及び資材置場が不足するため整備するものです。ひとつの申請土地が真っ直ぐになっていないため、他の２筆を含めて真っ直ぐするものです。参考事項として、２ｔトラック１台、軽トラック１台、資材（砂利、砕石、木材、ブ

ロック）などです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。
雨水は、横に側溝がありますので問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手

議　長　７番大隅委員。

７番　（大隅委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買で転用の目的は共同住宅１棟６戸です。申請地周辺は宅地化が進み、住環境もよいため、共同住宅を建築するものです。地上げは、道路高まで上げ、雨水はＵ字溝があるのでそこに流します。下水は下水道が通っています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２７番　（松岡委員）ありません。

議　長　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
次に審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手

議　長　１４番山内委員。

１４番　（山内委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は露天資材置場。転用の理由は、事業の拡大により、資材置場が不足するため整備するものです。参考事項として、工業専用地域、作業用油圧ショベル１台、資材搬入用トラック３台、資材は、残土、パレット、鉄骨資材等で６００㎡となっています。既に砂利敷きしていますので始末書が添付されています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。第３種農地で都市計画用途区域内となっています。雨水は、溜枡を設置し、十分浄化した後、隣接の排水路に放出します。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
次に審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。８番田子森委員。
８番挙手

議　長　８番田子森委員。

８番　（田子森委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、共同住宅１棟１２戸です。転用の理由は、申請地周辺は宅地化が進み、住環境もよいため、共同住宅を建築するものです。地上げを２０ｃｍほどしたいそうです。雨水は溜枡を設置し側溝に流します。下水は下

水道があります。参考事項として、第一種低層住居専用地域、共同住宅１棟２６０．７１㎡、農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２０番　　（唐川委員）ありません。

議　長　　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。

次に、審議番号６番については、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代ます。

副会長　　議長を交代しました。

次に審議番号６番について担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

１９番挙手

副会長　　１９番樋口委員。

１９番　　（樋口委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。転用の目的及び理由は、現在借家住まいで手狭となったため、父親の土地に自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、西側に溝がありますのでそこに流します。下水は、合併浄化槽を設置します。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。ここで面積が５９２㎡でありますが、一般住宅は５００㎡とされています。ここに隣接する市道が狭いので、セットバックが求められています。その部分が除かれるものと思います。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　　担当委員の説明は終わりました。

審議番号６番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

副会長　　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。

ここで議長を樋口会長と交代します。

議　長　　議長を交代しました。

１５ページをお開きください。

次に、議案第７号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（佐藤）議案書朗読により説明。

議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議　長　　農業振興課。

農業振興課　（久保山）変更についての概要を説明いたします。

まず、基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が策定する基本方針に即しつつ、朝倉市の農業生産・農業構造等、今後の農業の基本的な方向や認定農業者、認定新規就農者などの担い手の経営指標を定めるものです。

基本構想の内容としては、大きく５つに分かれています。

１つ目、農業経営基盤を強化するための目標
２つ目、認定農業者の経営指標
３つ目、認定新規就農者の経営指標
４つ目、農用地の集積に関する目標
５つ目、具体的な実施事業　となっています。
変更については、基本的な構想は、農業経営基盤法と県が策定する基本方針に基づき、市の農業生産、農業基盤等の１０年間を見通した今後の農業の基本的な方向について示すとともに、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標等について、概ね５年ごとに市が定めるものとされています。
基盤法及び基本構想が今年度改正されていますので、それに伴い、朝倉市の基本構想も見直すこととなっています。現行の基本構想は令和３年度に定められているので、令和８年度見直すこととしています。
変更点に入ります。第１の（１）朝倉市農業の課題と今後の基本的な方向では、「新型コロナウイルス感染症」を「資材高騰による生産コストの増加」に修正しています。
（２）朝倉市の構造では、「販売農家１戸当たりの経営耕作面積」を「１農業経営体当たりの経営耕地面積」に変更。「販売農家数」を削除。その他、認定農業者数、農地集積率、利用権設定率、農業経営体数、基幹的農業従事者数、耕地面積を現状の数値に修正しています。
（３）農業経営基盤の強化に関する方針では、地域計画について追記及び修正をその他文言の修正を行っています。
（４）効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保の考え方では、認定農業者の５年後の目標とすべき農業所得と目標労働時間を変更するものとなっています。現行は４３０万円と２０００時間ですが、５３０万円と１９００時間に変更するものです。変更の内容は、県の基本方針の内容と一致するようにしています。
（５）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の考え方では、認定新規就農者の目標とする農業所得と労働時間を変更するものです。現行は２５０万円と１２００時間ですが、３２０万円と１５００時間に変更するものです。こちらも県の基本方針に合わせて変更しています。
次の変更は、第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標においては、認定農業者の営農類型を優良事案を基にして見直しています。これは普及センターの意見を聞き、朝倉市に適切な品目や生産方式等を定めています。
第３　は先程の認定新規就農者バージョンとなっています。
第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の担い手集積率の目標を８０%から７０%に変更するものです。こちらも国・県の目標に合わせたものです。
第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項の（１）地域計画推進事業において、今までは地域計画については少しの記載であったが、今後は、地域計画のブラッシュアップもありますので、詳しく内容を修正したものになります。
次に、利用権に関する内容の削除ですが、米印をご覧いただきたいのですが、今までは基盤法に基づく相対による貸し借りであったものが、農地中間管理機構を介した貸借に変わったことから削除するものです。
（２）から（６）は変更なしです。
（７）その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項では、「地域水田農業ビジョン」が「水田収益力強化ビジョン」に変わりましたので文言の修正をしています。
変更内容については以上です。

大きな点は、認定農業者と認定新規就農者の目標所得が増えたこと、担い手集積率が８０％から７０％にかわったこと、地域計画に関する内容が増えたこと、利用権に関する内容が削除されたことです。説明は以上です。

議　長　　農業振興課の説明は終わりました。議案第７号について、質問や意見はありませんか。

２５番挙手

議　長　　２５番大内田委員。

２５番　　（大内田委員）認定新規就農者は、所得が上がって、労働時間も増えていますが、認定農業者は、所得が上がって、労働時間は減っているのは、県から説明がありましたか。
所得が上がれば、労働時間はそのままか、増えるのではないか。

農業振興課挙手

議　長　　農業振興課。

農業振興課　（久保山）認定農業者の所得が他産業並みの所得や労働時間を参考に目指しましょうというもので定められており、他産業を基に作成されています。

２５番　　（大内田委員）目標というのは分かりますが、農業は働いていくらだというものがあります。他産業並みと言っても水田体系は機械がほとんどできるから労働時間短縮ができるけれども、果樹関係はまだまだ機械化が進まず手作業が多く残っており、どうしても労働時間は減らせないと思います。当然、雇いなさいということだと思いますが、県にももう少し意見を言った方が良いのではないかと思います。

農業振興課　（久保山）分かりました。事務局も重々承知していますので、認定する特にはラインを定めていますが、大きく超えていても認定しています。

２５番　　（大内田委員）次の認定農業者の申請の時には、この目標が関係してくるのでしょうから。

農業振興課　（久保山）分かりました。県にもお伝えしておきます。

１０番挙手

議　長　　１０番森高委員。

１０番　　（森高委員）推進機構が入ってきて、他県では手数料を取るという話を聞いたが、福岡県は大丈夫なのか。

農業振興課挙手

議　長　　農業振興課。

農業振興課　（久保山）福岡県は、今年度初めの会議だったと思いますが、手数料は取らない方向で考えているということでした。

１０番　　（森高委員）復活する場合は、年度年度で変わっていくのか。

農業振興課　（久保山）それは、機構の考え方によると思いますが、こちらでは何とも言えません。

議　長　　他に意見や質問はありませんか。
手数料の話は、取らないように要望しておいてください。

農業振興課　（久保山）分かりました。

議　長　　他に意見や質問はありませんか。

３５番挙手

議　長　　３５番平井委員。

３５番　　（平井委員）いま相対で貸し借りをしていますが、契約期間が切れたら、次は相対ではできないということですか。

農業振興課　（久保山）新しく契約する利用権に関しては、機構を通さなくてはいけなくなりました。ただ、使用貸借や物納による貸し借りは、わざわざ通さなくてもよいというか、通すのは通すのですが、機構が何かするわけではないです。賃料が発生する契約は、一度機構が貸し手に支払って、借り手が機構に支払うことになりました。

３５番　　（平井委員）賃借料は支払っているのですが。

農業振興課　（久保山）賃借料が発生する場合は、次回の更新の際に機構を通すことになります。
担当が別の係になりますので、詳しくはそちらに聞いてください。
議　長　他に意見や質問はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、議案第７号について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、議案第７号は承認とし市長へ通知します。
以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時３３分　）